

沖縄県後期高齢者医療広域連合
広 域 計 画

平成 19 年 4 月 27 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合

沖縄県後期高齢者医療広域連合広域計画

1 広域計画策定にあたり

(1) 経緯

現在我が国は、例をみない速さで超高齢社会を進んでいます、このような人口構造の急激な変化は、我が国の社会保障制度のありかたに関わる大きな問題であります。

このような状況を踏まえ、国民生活の安心を保障し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するための「健康保険法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 83 号）が平成 18 年 6 月に公布され、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められました。

この法律により、75 歳以上の高齢者等に対して、加齢にともなって生じる心身の特性をふまえ、適切な医療の給付を行うとともに、必要な保健事業を行うための後期高齢者医療制度が新たに設けられ、都道府県を単位として全市町村が加入する広域連合が平成 20 年 4 月から運営を担うことになりました。

沖縄県においても、平成 18 年 8 月 1 日に「沖縄県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」が発足し、関係市町村議会において規約の議決、知事の設置許可を経て、平成 19 年 3 月 5 日をもって沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立されました。

(2) 広域計画の趣旨

沖縄県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき、広域連合及び広域連合を組織する沖縄県全市町村が相互に役割分担を行い、後期高齢者医療制度の事務を総合的にかつ計画的に処理する事項等について定め、県内の構成市町村と連携しながら次のことを構築してまいります。

- ① 安心・信頼の医療の確保を目指し、安定した保険制度を構築します。
- ② 治療重点の医療から、疾病の予防を重視し、国民健康保険・被保険者との継続性を保ちながら介護保険と連携のある、健康診査・保健指導の提供を図っていきます。

(3) 広域計画の項目

広域計画は、広域連合規約第 5 条（広域連合が作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載することになっています。

- ① 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務に関する

ること

- ② 広域計画の期間及び改定に関すること

2 広域計画の基本方針

この計画は、後期高齢者医療制度の実施にあたって広域連合及び関係市町村が事務処理を行っていくための枠組みとなるものであり、広域連合及び市町村の役割を明確にするとともに、県内すべての市町村の住民に対して、広域連合の目標を明確に示すものがあります。

また、本計画の推進にあたっては、後期高齢者医療制度の推進と密接な関係にある各市町村及び県の関係する医療及び介護に関する計画・事業との整合性を図ることとしております。

3 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務

後期高齢者医療制度においては、医療給付や保険料の決定等の事務は、広域連合で行うこととなっています。

当該事務のうち、保険料徴収事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務は、広域連合の処理する事務から除かれ、市町村で処理されることとなります。

(1) 広域連合が行う事務

- ① 被保険者の資格の管理に関する事務
- ② 医療給付に関する事務
- ③ 保険料の賦課に関する事務
- ④ 保健事業に関する事務
- ⑤ その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(2) 市町村が行う事務

- ① 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- ② 被保険者証及び資格証明の引き渡し
- ③ 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- ④ 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- ⑤ 保険料の徴収及び滞納処分に関する事務
- ⑥ 上記事務に付随する事務

4 広域計画の期間及び改定に関すること。

この広域計画は、原則として、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とし、その後、5 年間を単位として見直しを行うものとし、必要と認めた場合は、随時改定を行うことができるものとします。